

傍聴に当たっての遵守事項

宮崎地方最低賃金審議会の会議の傍聴にあたっては、次の留意事項を遵守してください。これらの事項を遵守していただけない場合は、退去していただくことがあります。

- 1 事務局の指定する傍聴席に着座し、みだりに自席をはなれないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダ等の録画・録音機器等の一切の使用はご遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのある物は会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他、秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

宮崎地方最低賃金審議会